

# 商工 かがわ

The Kakogawa Chamber of Commerce and Industry



## 特集 令和6年分所得税の定額減税制度



<https://kakogawa-cci.or.jp/>

■クローズアップ  
加古川公共職業安定所  
所長 寺田 和弘 さん

■エッセイ  
(株)ミツケホーム  
代表取締役 三附 将哉 さん

もくじ



今月の表紙  
『グレイシーバツハ加古川』

事業所データ

◆代表者

たなか ゆうぞう  
代表 田中 裕造

◆所在地

加古川市平岡町新在家2丁目272-8  
東中田ビル3F

◆電話

079-427-8999

◆ホームページ

<https://www.graciebarrakogawa.jp/>



◆表紙写真

- ①生徒の皆さんと（左から4人目が代表の田中さん）
- ②グレイシーバツハ加古川 道場全景
- ③様々な技の掛け合いが魅力的です
- ④⑤子どもたちも仲良く楽しく練習に取り組んでいます

2 特集	令和6年分所得税の定額減税制度
7 クローズアップ	「地域に根付いた寄り添うハローワークとして」 加古川公共職業安定所 所長 寺田 和弘 さん
9 エッセイ	「ご縁に感謝」 (株)ミツケホーム 代表取締役 三附 将哉 さん
11 会員事業所紹介	(株)オリエント 代表取締役社長 東田 春彦 さん
12 会員さんNOW	令和6年 春の褒章 受章 令和6年 兵庫県功労者表彰 受賞
12 会議所のうごき	加古川市の地価動向について学ぶ
12 団体だより	女性会・青年部
13 会議所からのお知らせ	印刷物入札 他
15 インフォメーション	関係機関からのお知らせ
16 会議所カレンダー	「今月の“こんな日”」

ご覧ください加古川商工会議所のホームページ <https://kakogawa-cci.or.jp/>



JIU-JITSU FOR EVERYONE ～一緒に柔術しませんか？～

今月の表紙は「グレイシーバツハ加古川」さんにご登場頂きました。

はじめに、グレイシーバツハは、世界中に1,000を超える支部がある世界最大規模のブラジリアン柔術団体であり、その内の一つとしてグレイシーバツハ加古川があります。クラスのカリキュラムは世界共通であり、世界基準の技術を学んで頂く事が出来ます。

「Jiu-Jitsu for everyone」をローガンに世界中で柔術の普及に努めておりますとお話を頂きました。

代表兼インストラクターである田中裕造さんは、日本における本部の「グレイシーバツハ神戸JAPAN」で、10年間以上の修業を行い、黒帯（白帯、青帯、紫帯、茶帯、黒帯の順に昇格）まで到達されました。そして、この加古川の地で2018年4月より営業されています。

元々、格闘技を見るのが好きだった田中さんは、ブラジリアン柔術の体が小さい人でも大きい人を倒すところに魅力を感じ、グレイシーバツハの門を叩いたとお話されます。

実際に、ブラジリアン柔術の特徴として、寝技の組技が主体となっており、技の自由度が高い他、体格や力の上で劣る相手でも勝てるように考案されていると説明を頂きました。また、柔術は打撃技が無く、相手を傷つけない（ケガさせない）格闘技ですので、比較的に安全性が高く、グレイシーバツハでは、柔術を活かした護身術のカリキュラムもあり、初心者や女性でも始めやすい格闘技となっております。

現在、グレイシーバツハ加古川では大人と子供合わせて100名の生徒が学ばれており、最高齢の方では未経験者で63歳の方もおられます。入会理由はタイエットや健康増進の目的から、職業柄、自分の身を護ることが時に必要になる方までさまざまで、老若男女問わず注目を集めていると語られます。

入会にあたっては、家族割引や団体割引（3名以上）もありますので、会社の福利厚生の一環として事業所の従業員さんやご家族の方と一緒に是非、体験にお越しください。

# 令和6年分所得税の定額減税制度

## ～税負担の軽減と給与担当者が取り組むべき業務について～

急激な物価の上昇への対応や経済活動の活性化を図るために、政府が令和6年度税制改正を行い、令和6年分の所得税と住民税について税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。

原則として、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除される方法で行うことになっていますので、定額減税の概要や給与計算の具体的な方法、そして給与担当者が行う業務について解説していきます。

出典・参考 国税庁「定額減税 特設サイト」  
総務省「個人住民税における定額減税について」  
日本年金機構「公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税」

### 定額減税の所得税・住民税減税についての概要

今回の特集では**所得税の減税についてを中心に説明します**。住民税や公的年金の減税については各種対応のHP（P4にQRコードを記載）より、詳細をご確認ください。

	所得税の控除 (本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円)	住民税の控除 (本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円)
給与所得者	2024年6月1日以後の徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円を税額から控除される。(6月分で引ききれない場合は以降の税額から順次控除される)	2024年6月分の徴収は無し。本来の年税額から1万円を引いた額を11分割し、2024年7月から2025年5月の11か月間で徴収される。
事業所得者	予定納税がある場合は2024年7月の第一期から控除される。(引ききれない場合は2024年11月の第二期から控除) 予定納税がない場合は確定申告の際に控除する。	2024年6月徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円を徴収額から控除される。(6月分で引ききれない場合は8月分以降の税額から順次控除される)
年金所得者	2024年6月1日以後の徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき3万円を税額から控除される。(6月分で引ききれない場合は以降の税額から順次控除される)	2024年10月徴収分より、本人、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき1万円を徴収額から控除される。(10月分で引ききれない場合は12月分以降の税額から順次控除される)

以下、所得税の具体的な対象者や減税額、計算方法については次のとおりになります。

#### 1.対象者 定額減税を受けることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限ります）
- 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方  
※合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

#### 2. 定額減税額

- 本人（居住者に限ります） **30,000円**
- 同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります） **1人につき30,000円**

#### ★ワンポイント 各種用語について★

##### ・「同一生計配偶者」

月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（※）で、年間の合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下の人をいいます。

※青色申告者の事業専従者の場合は、その年を通じて一度も給与の支払を受けていない人、又は白色申告者の事業専従者でない人。

##### ・「扶養親族」

月次減税額の計算の対象となる扶養親族とは、次の4つの要件のすべてに当てはまる人をいいます。

(1)配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）

又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。

(2)納税者と生計を一にしていること。

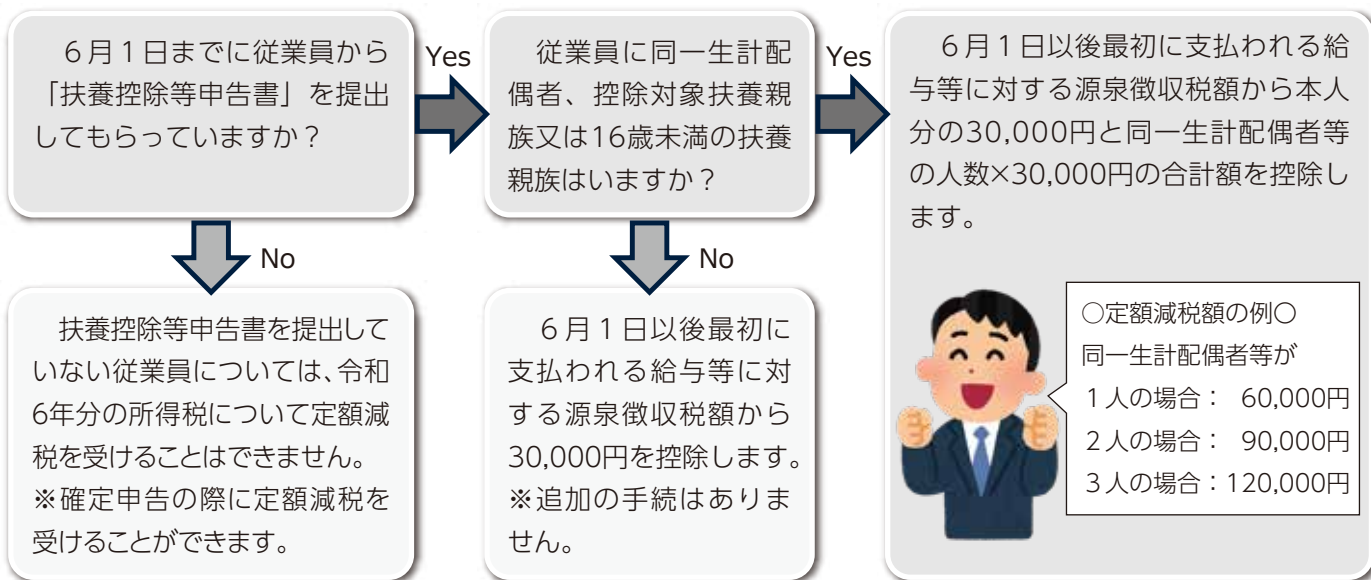
(3)年間の合計所得金額が48万円以下であること。

(4)青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと。

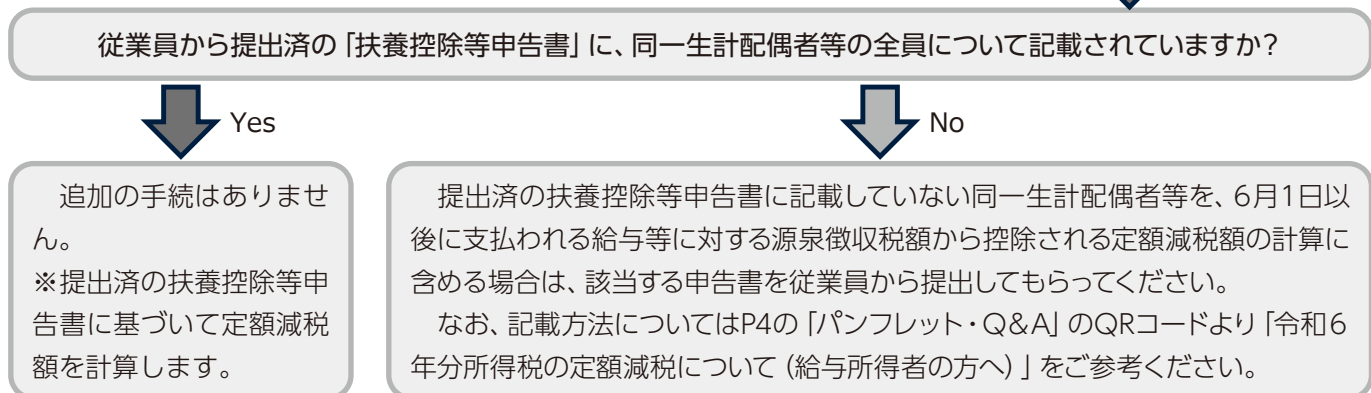
※所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も計算の対象となります。

### 3.給与所得者に対する実施方法（フローチャート）

#### STEP1 定額減税・定額減税額の確認



#### STEP2 必要な手続きの確認



定額減税に関するQ&Aコーナー



**Q1.** 給与所得以外の所得に係る定額減税はどのように実施するのですか。(事業所得や不動産所得などに係るもの)

**A1.**  
①令和6年分の予定納税額からの控除  
令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る定額減税額に相当する金額(30,000円)を控除します。

また、納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第1期分予定納税額又は第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除の適用を受けることができます。なお、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。

②確定申告における年税額からの控除  
事業所得者等で確定申告を行う人については、令和6年分の確定申告の際に、定額減税を適用しないで算出した所得税額から定額減税額が控除されます。

**Q2.** 青色事業専従者は定額減税の適用を受けますか。

**A2.** 青色事業専従者として給与の支払を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされ、年末調整や確定申告においても定額減税の適用を受けます。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、納税者の同一生計配偶者や扶養親族とはされませんので、その納税者と生計を一にしていたとしても、定額減税の計算には含まれません。

**Q3.** 6月の給与の支給日の前に賞与の支給を予定していますが、月次減税額はその賞与の源泉徴収税額から先に控除することになりますか。

**A3.** 月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされていますので、その最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは問われませんが、6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。

定額減税に関する各種関連ページ

定額減税特設サイト

パンフレット・Q&A

個人住民税における定額減税について

公的年金から源泉徴収される所得税等の定額減税について

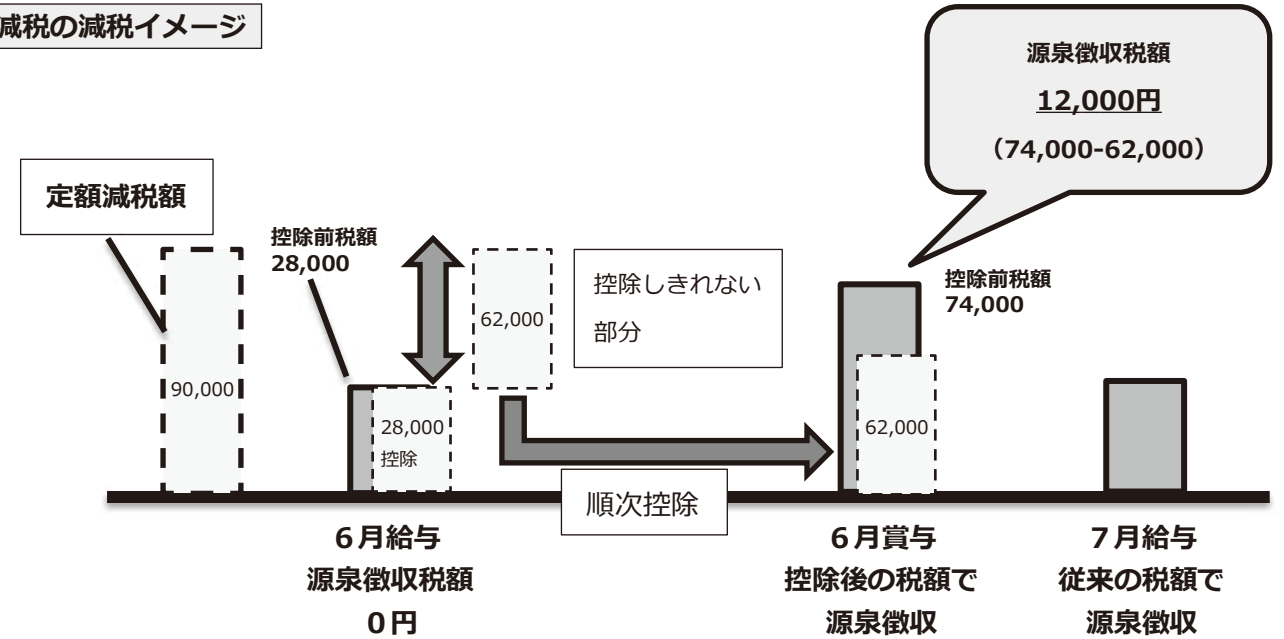


4. 月次減税額の計算

控除対象者ごとの月次減税額は「同一生計配偶者と扶養親族の数」に応じて、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となります。

〔事例〕 「同一生計配偶者」・・・有、「扶養親族」・・・1名の場合  
「同一生計配偶者と扶養親族の数」は2名となるので、  
30,000円(本人分) + 30,000円 × 2名(同一生計配偶者と扶養親族の分) = 90,000円(月次減税額)

定額減税の減税イメージ



5. 定額減税実施後の事務

(1) 給与支払明細書への控除額の表示

月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額(所得税) ×××円」又は「定額減税××円」などと表示します。

なお、年末調整を行って支払う給与等に係る給与支払明細書については、源泉徴収票で定額減税額を把握することが可能であるため、定額減税額のうち実際に控除した金額の記載は必要ありません。

〔記載例〕 給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	●●●円
所得税	●●●円
定額減税額(所得税)	●●●円
差引支給額	●●●円

(2) 納付書の記載と納付等

各月の月次減税事務の終了後、納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。

この場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与(役員賞与を除く。)」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額(その給与等から源泉徴収すべき税額)」を集計し、その金額を記入します。

※ 「年末調整による超過税額」欄及び「摘要」欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

なお、月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった(「本税」欄が「0」)場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その納付書(所得税徴収高計算書)を必ず所轄税務署に提出してください。



加古川公共職業安定所  
てらだ かずひろ  
 所長 寺田 和弘 さん

## 地域に根付いた寄り添う ハローワークとして

依然、厳しい雇用状況が続くなか、本年4月に所長として着任された寺田和弘さんに管内の求人・求職状況やハローワークの上手な活用方法について伺いました。

### 社会経済活動の再開

最近の経済情勢は、物価上昇の影響を受けつつも、個人の消費は緩やかに回復しているとされていますが、雇用失業情勢は、持ち直しの動きにやや弱さがみられることや、依然として原材料や資材の高騰などで収益が圧迫されることにより、求人を控えているという声も一部では聞かれます。実際に直近の数値として、令和6年3月の加古川所管内の有効求人倍率は0.80と、

求職者が求人を上回る状況となっておりますが、その一方で、人材不足のために思い切った事業展開ができないといった事案も聞かれるところですが、こうした中、ハローワークとしては

「すべての人が意欲・能力を生かして活躍できる環境の整備」を重点課題としており、子育て中の女性等や、障害者、高齢者、外国人求職者等の多様な人材の活躍促進のための各種施策を発信・推進しています。

### 求人充足サービスの充実に向けて

ハローワークでは、全国に544所とオンラインネットワークを結んだ人材紹介支援のほか、加古川市などの自治体と連携した地域密着型の就職支援に関する施策を実施しています。

具体的には、①求人票の受理において、応募者により分かりやすい記載や求人条件の見直しをご提案しています。②採用後のミスマッチ解消のために、事業所説明会（または見学会）&希望者面接会の開催をしています。③業界団体（医療・介護・保育・建設・警備・運輸等）の方をハローワークにお招きして、求職者向け説明会を行い、求人応募にあたっての興味や関心を高めていただくための取組を実施してい

ます。

また、事業所向けには従業員の採用や能力開発に関する各種助成金等の活用案内など、ハローワーク職員による事業所訪問も積極的に行いながら、求人充足に向けたコンサルタントとして、対応していきたいと考えています。

### 地域に根付いた寄り添える機関として

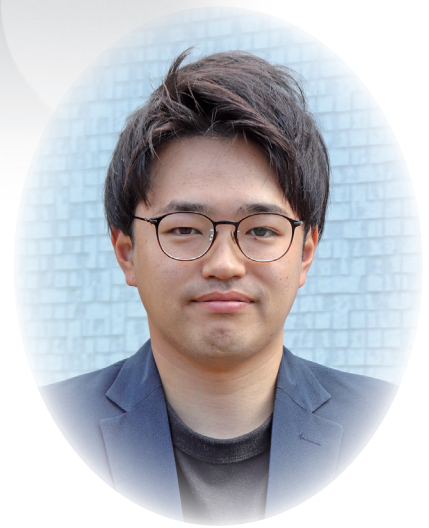
私は、前任地は主に阪神地域で勤務しており、加古川での着任は初めてです。プライベートでは、何度か訪れていましたが、着任を機に「もっと加古川のことを深く知りたい・力になりたい」と思い、日々、業務と情報収集にあたっています。

少子化や人手不足など、構造的な問題がある中で、求人者・求職者双方の希望に添えるよう、利用してよかったです。と思うようなハローワークを目指しています。その上で、加古川の皆様のお役に立てるよう『ご来所者・ご相談者の皆様を笑顔で迎え、笑顔で帰っていただく』という方針で、職員一同業務を行っています。

これからも、地域への情報発信を進めながら、1件1件の求人を大切に、雇用経済での裏方・潤滑油としての役割を果たしてまいります。

## 「ご縁に感謝」

(株)ミツケホーム 代表取締役 みつけ 三附 まさや 将哉



住 所: 加古川市加古川町篠原町13-3  
加古川まるいビル1階  
コワーキングスペースmocco加古川内  
営業内容: 建設業(新築・リフォーム)



©MITSUKEHOME

今年の2月に新築・リフォーム屋さんとして起業しました。26歳で起業するのは早すぎると言われることもありましたが、そんな中で起業出来たのは、たくさんの「ご縁」があったからです。

【ご縁を大切にするワケ】  
『毎日が勉強であり、他人から得られる情報や考え、思いやりはその人からでないことと学べない。学んで理解することにより人生が豊かになり、幸せな生活が送れる。』  
端的ですが、この考え方が今の生活に合い、実践するこ

とで豊かになれているからです。私にはトラウマがあり、最近まで他人だけでなく家族でさえ信用できない人間でした。それが変わり始めたのは4年前ぐらいだと思います。その時は大工をしており、棟上げ中の落下事故により入院していました。

今思うと、この事故は良いターニングポイントだったと考えます。退院後は、大工を辞め、人生で初めて会社員をし、現場監督として大工時代には見えなかった建築を知り、たくさんの方と繋がりができ、何よりも人生で初めて大好きになった人と出会い、環境が変わることによる自身の変化を感じる事ができました。

また、私が「社長になりたい!」と思っただけの1つとして、趣味の話になりますが、私はスーパーカーが大好きで、大工当時の給料を全てつぎ込み(笑)、後先も考えずローンが組める限界で買ったアメ車に乗っていました。スーパーカーに会うために、県外のイベントや兵庫のスーパーカーが集まる場所へ仕事終わりでも毎日のようにドライブをし、仲間を見かけたら声かけをしに行くのが日課でした。その中で、たくさんの社長さんと話す機会があり、普段は絶対に聞けないような内容が、当たり前のように聞ける事の幸せに気づきました。そして、社長さんたちの

考えや生活が自分の好みだと思っただけがきっかけです。

きっかけがあっても行動出来ないのが人間の性ですが、私は落下事故という大きな転機のおかげで自分がやりたいことに気づくことができました。(かなり代償は大きいですが・・・)

それからは考えを改め、起業への道を模索しました。起業については、周りからマイナスイメージも言われることがあります。私に合ったのは成功者の方の言葉。だからこそ、起業までたどり着けたと考えます。起業したことがゴールではなく、ようやくスタート地点に立つことができました。

今年は転機の1年です。私の掲げる目標(兵庫県の新築・リフォームの会社)といえば「ミツケホーム」と言われるように、そして、私に関わってくださった方へ恩返しを、これから関わる方へ豊かさを提供できるように日々精進してまいります。まだまだ新参者ですが、どこかでお会いした際は是非お声がけ下さい。「背骨が折れている車好きをやつ」と覚えていただければ幸いです。



三附さんが手掛けられた1件目の施工現場の様子

# Challenge!

加古川商工会議所の経営指導を受け、さらなる飛躍に向け「一歩」を踏み出した会員さんを紹介します。

## 株オリエント

代表取締役社長 東田 春彦

所在地：加古川市野口町良野504番地の2  
TEL：079-425-2027  
営業内容：クレーン車、油圧ショベル、ガスタービン発電機等の設計  
干し芋の製造、販売



@NAKAMUSUME\_HOSHIMO



稲美町で大切に育てられたさつまいもを加古川で丁寧においしい干し芋にしました♡



### 設計会社が食品製造販売に挑戦!

「大切な人に食べてほしいと思える商品や大切な人に入社してほしいと思える会社を作ること」を心掛けて、そのために何ができるかを常に考えています」と語るのは株オリエントの代表取締役社長 東田春彦さん。3年前に先代から会社を継ぎ、今年から新事業の干し芋づくりに挑戦しています。

きっかけは、干し芋を初めて食べた際の甘さに感動し、また無添加で子どもにも安心して食べさせることができることや日持ちもよく常温でも保存できるという点にも魅力を感じたこと。ゆくゆくは加古川を代表する名産品にしたい、加古川をもっと盛り上げたいという思いがあります。

製法にもこだわっており、原材料のさつまいもは、先代が稲美町に所有する畑で丹精込めて育てています。化学肥料を一切使用せず、干し芋製造の工程でそぎ落とされる皮を米ぬかと乳酸菌と混ぜて製造した肥料と牛糞堆肥を併用し、有機農法で栽培しています。

無添加で作られる干し芋はさつまいも自体のおいしさが重要と変わってくるため、徹底した温度管理で保管しています。腐らせずかつ甘さを十分に引き出すため、数トンにわたるさつまいもを大きさや熟し具合によって期間を変え、最良の状態で加工できるよう保管しています。

販売は4台の自動販売機で行われています。加古川市内に2箇所と工場裏に設置、また社内の福利厚生制度としてオークラ工業(株)に設置しており、詳しくはInstagramに掲載されています。

### 補助金や青年部加入で会議所を活用

令和3年度に採択された兵庫県の手業継続支援事業補助金を利用して、農具倉庫を事務所スペースへと改修しました。その際、商工会議所で計画書の作成や事業承継の相談を行いました。また、令和5年に採択された事業再構築補助金を利用し、空き家を干し芋工場に改修、また干し芋の生産設備の導入を行いました。

青年部には広報誌のチラシをきっかけに加入し、経営者とのつながりを得ることができました。経営の勉

強ができ、また商売の人脈を広げることができたそうです。お互いが困ったときに助け合えるような関係性を築くことができ、改修工事も青年部の会員が担当しました。

「将来的には海外に販路を広げたいです。保存性が高いため保存食にもなり、老若男女問わず食べていただけます。日本を代表する加古川の名産品にしたいです」と今後の目標を語ります。



工場裏の自動販売機



こだわりの干し芋

## 会員の皆さん、おめでとうございます!

### 令和6年 春の褒章 受章

【藍綬褒章】 志方 紀久 様 (志方司法書士事務所 司法書士)

### 令和6年 兵庫県功労者表彰 受賞

【地域活動功労】 吉田 太郎 様 ((株)Amenity-Planning 代表取締役)

## 会議所のうごき

### 加古川市の地価動向について学ぶ —金融・不動産部会例会を開催—

4月26日、第233回例会として、(株)難波不動産鑑定 不動産鑑定士の難波里美氏を講師に「令和6年加古川市の地価動向について—マイナス金利政策終了後の不動産投資市場の予測—」と題した講演会を開催しました。

令和6年地価公示結果に基づき、地価変動率は工業地・商業地・住宅地全てにおいて全国的に上昇率が拡大し、特にインバウンドが戻った観光地・繁華街は一段と上がっていること、また再開発事業が進んでいる地域もその期待感から地価が上がっていることを、具体例を用いて説明がありました。マイナス金利政策終了後の不動産投資市場の予測について、個人向け融資の大半を占める住宅ローン、変動金利のローンで採用が多い短期プライムレート連動型の貸出金利は変わらない可能性が高いとみられる、と話がありました(参加者は39名)

## 団体だより

### 女性会

### お花見とイチゴ狩りで交流 —4月度事業、お花見交流会を実施—

4月4日に出席者15名でお花見交流会を開催しました。

当日の天候も考え、女性会メンバーである千代田繊維工業(株)のギャラリー露草にお邪魔し、お弁当と美味しいコーヒーとお菓子で近況トークに花を咲かせて親睦を深め、楽しいひと時を過ごしました。



ギャラリー露草にて

その後、童心に帰りイチゴ狩りの体験!おいしいイチゴが次から次へと目に入り、たくさんいただきました。

最後に桜道を通りながら眼福を得、明日への活力をいただきました。ありがとうございました。(監事 落合順子)



桜道

## 会議所からのお知らせ

### 印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日までにお問い合わせください。(当所会員限定)

- 日時 6月21日(金)10時〜
- 場所 加古川商工会議所 3階事務所
- お問い合わせ 総務管理課  
TEL 079-424-3355

### 「商工かがわ8月号」 暑中見舞名刺広告募集中

- 募集コマ数 80コマ
- サイズ 1コマ
- タテ5・3cm×ヨコ4・0cm
- 掲載内容 事業所名、役職名、氏名、所在地、  
電話・FAX番号
- 料金 1コマ 5236円
- 締切日 7月5日(金)
- お問い合わせ 会員課  
TEL 079-424-3355

## 団体だより

### 青年部

### メンバー全員で取り組む青年部活動 —第33回通常総会を開催—

4月23日に第33回通常総会が開催され、委任状も含めた出席率は94%に達しました。

総会では本組織における最高意思決定機関であり、一年の始まりにふさわしい重要な事業です。その中で、全議案において満場一致での採択が決定されました。これは、今年一年、我々青年部が新たな挑戦に取り組み、成長を遂げるための重要な一歩となったと感じています。今年度は、山本会長が掲げる初志貫徹の精神を忘れず、我々に関わっていただくすべての方へ感謝の気持ちを持ちながら、メンバー全員で青年部活動に取り組んでいく、ということを確認でき、



「初志貫徹」の精神で

また、懇親会では、八日市YEG

### 交流を大切に —OB合同懇親会を開催—

5月13日に5月例会「OB合同懇親会」く感謝を胸に、交流で繋がるYEGの絆を無事に開催出来ました。

「OB合同懇親会」という事業自体が数年ぶりの開催という事もあり、OB・OGの皆様と交流を深める貴重な機会を設けると共に、令和6年度初めての



たくさんのご参加ありがとうございました

対外事業という事で、山本会長の想いや新体制をしっかりとOB・OGの皆様へ伝える事が出来ました。

平成15年に開催された近畿ブロック大会加古川大会のお話や、その時に始まった加古川楽市の誕生秘話など、OB・OGの方々からの貴重なアドバイスや経験談は、今後の青年部活動や仕事において、大いに参考になるものを多く得ることが出来ました。

改めて、OB合同懇親会にご参加頂いた皆様に感謝申し上げます。そして、このような素晴らしい会を通じて、感謝の気持ちを胸に、今後もさらに強い絆を築いていきたいと感じました。これからも皆様との交流を大切に、共に成長していきたいと思えます。



感謝の気持ちを胸に

(交流委員会 委員長 小林賢人)



源泉所得税の納付は忘れなく  
 ↓源泉所得税申告・納付窓口指導↓

従業員・専従者給与についての1月～6月分の源泉所得税（納期特例分）の申告・納付期限は7月10日（水）です。必ず期限内に納付してください。納付が1日でも遅れると、不納付加算税等、余分な税金を納めることになる場合があります。また、窓口指導を次の日程で開催いたしますので、お気軽にご相談ください。

●日時・場所

7月4日（木）・9日（火）

午前9時半～午後4時

加古川商工会議所 3階相談室

※西支所建屋の老朽化に伴い、本年度より本所開催のみとさせていただきます。ご利用いただいておりますお客様にはご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いたします。

●持参いただく書類

- ・給与台帳（源泉徴収簿）もしくは各人の給与明細のわかる書類
- ・令和5年分年末調整の納付書類
- ・扶養控除等申告書等

令和6年6月1日以降の所得より、定額減税が実施されております。

減税対象者…本人、同一生計・居住の配偶者及び扶養親族（16歳未満含む）

【基準日：6月1日】

対象者の確認のため、給与所得者の「扶養控除等申告書」等の減税対象者が確認できる書類、また16歳未満の扶養親族をご確認ください。

●その他、相談に必要なと思われる書類

●お問い合わせ 指導課

TEL 079-424-3355

ぜひご紹介ください

★★新規会員事業所★★

新入会員紹介キャンペーン

「加古川プラザホテル・東京田村食事券2,000円」を進呈いたします

【お問い合わせ】

会員課 TEL 079-424-3355

全国健康保険協会からのお知らせ

健康保険証は2024年12月2日に廃止

医療機関の受診は  
マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

マイナ  
保険証

始まっています！

今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？



ポイント  
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。



ポイント  
2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

# 但陽信用金庫 お取引先企業の景気動向調査レポート

## 特別調査「中小企業における人材戦略について」(2024年1~3月期調査 抜粋)

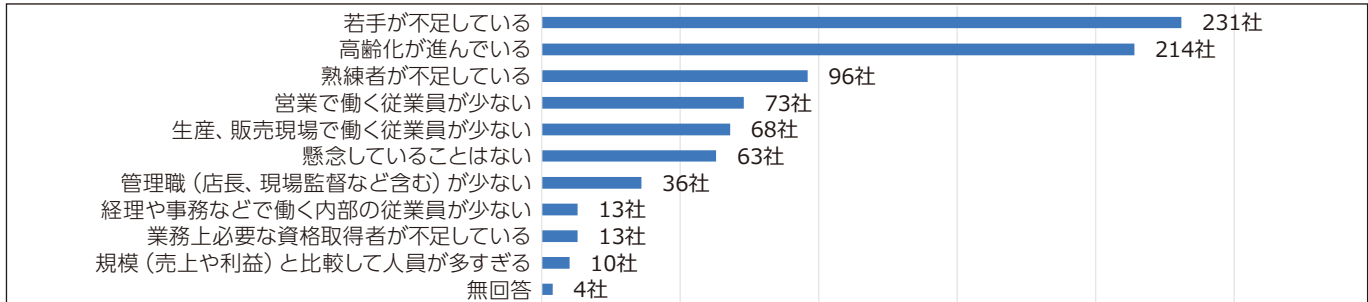


調査の概況及びその他の項目、詳細については、但陽信用金庫ホームページを参照ください。

回答企業 508社  
回答率 98.8%

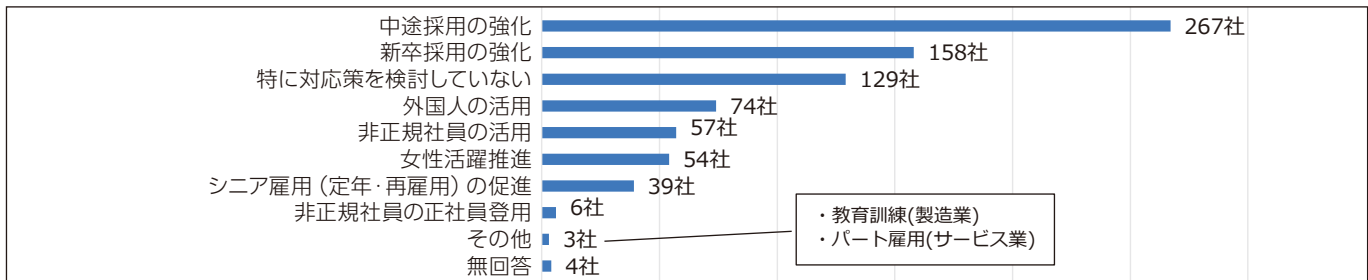
(<https://www.tanyo-shinkin.co.jp/business/keikyou.html>)

①貴社では、現在の人材の状況について懸念していることはありますか。次の中からあてはまるものを最大3つまで選んでお答えください。



人材の状況の懸念について、「若手が不足している」と回答した企業が 231社(東播磨地域 97社、姫路地域 82社、朝来・神崎・加西地域 52社)で最多となっています。次いで「高齢化が進んでいる」214社、「熟練者が不足している」と96社が回答しています。

②今後の貴社の人材に対する対応策について、最も近いものを、次の中から3つ選んでお答えください。



今後の人材に対する対応策について、「中途採用の強化」と回答した企業が 267社(東播磨地域 109社、姫路地域109社、朝来・神崎・加西地域 49社)で最多となっています。次いで「新卒採用の強化」158社、「特に対応策を検討していない」と129社が回答しています。

# 6月の会議所カレンダー

日	曜日	行事	日	曜日	行事
3	月	第70回優良従業員表彰式 令和6年度第1回常議員会	19	水	(無料)税務相談
4	火	広報委員会	21	金	(無料)法律相談
7	金	(無料)法律相談	23	日	第231回日商珠算(そろばん)検定試験
9	日	第167回日商簿記検定試験	24	月	(無料)特許・商標知財相談 第16回会員交流ボウリング大会
18	火	(無料)社会保険・労務相談、(無料)金融相談	25	火	(無料)不動産相談、令和6年度通常議員総会

【個別経営相談会】4・5・11・12・18・19・25・26日

- 「個別経営相談会」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)
  - 無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが、事前にお問合せください。
  - ⇒「特許・商標知財相談」は6月19日(水)までに予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)
  - ⇒日本政策金融公庫による「金融相談」はWEBミーティング形式での相談となりますので、事前予約が必要です。(※)
  - ⇒「不動産相談」は当面の間【完全予約制】の【電話相談のみ】となり、6月21日(金)までに予約が必要です。(☆)
- 《問合わせ・予約連絡先》 ※印:加古川商工会議所 電話079-424-3355  
☆印:(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話079-424-0832

### 商工かこがわ6月号

発行  
2024年6月1日  
発行人  
加古川商工会議所  
〒675-0064  
加古川市加古川町溝之口800  
TEL (079)424-3355(代表)  
FAX (079)424-7157

### 広報委員の“つぶやき”

夏の足音が近づく6月。陽気な風が心地よく、青々とした自然が元気を与えてくれる。心浮き立つ季節の始まりだ。

### 「今月の“こんな日”」

#### ●傘の日(11日)

日本洋傘振興協議会が1989年に、暦のうえで梅雨入り(入梅)にあたるこの日を「傘の日」に制定しました。  
この時期の必需品となる傘ですが、協議会の推計によると洋傘の国内年間消費量は1億2~3千万本までに上るそうです。